

野田市告示第219号

野田市消防職員立入検査証規則等の一部を改正する規則（令和5年野田市規則第39号）の施行に伴い、別紙1の規則の施行に関し必要な様式のひな型を別紙2のとおり定め、令和5年8月1日から施行する。

令和5年7月19日


野田市長 鈴木 有

別紙1

1	野田市消防職員立入検査証規則（昭和34年野田市規則第16号）
2	野田市職員任用規則（昭和36年野田市規則第6号）
3	野田市立こたま学園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年野田市規則第6号）
4	野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年野田市規則第7号）
5	野田市行政審査実施規則（昭和53年野田市規則第30号）
6	野田市立福祉会館管理規則（昭和54年野田市規則第9号）
7	野田市福祉センター管理規則（昭和55年野田市規則第3号）
8	野田市住工混在地域工場移転促進規則（昭和55年野田市規則第12号）
9	野田市都市公園設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年野田市規則第28号）
10	野田市急病センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年野田市規則第31号）
11	野田市土地画整理事業補助金交付規則（昭和57年野田市規則第9号）
12	東葛飾地域農林業センター管理規則（昭和58年野田市規則第2号）
13	野田市住工混在地域工場移転利子補給規則（昭和58年野田市規則第22号）
14	野田市中企業融資資金利子補給規則（平成2年野田市規則第24号）
15	野田市再開発事業推進費補助金交付規則（平成4年野田市規則第23号）
16	野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則（平成5年野田市規則第7号）
17	野田市生活ホーム運営事業補助金交付規則（平成5年野田市規則第8号）
18	野田市雇用促進奨励金交付規則（平成5年野田市規則第18号）
19	野田市都市計画事業梅郷駅西土地画整理事業施行に関する条例施行規則（平成6年野田市規則第13号）
20	野田市土地画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成6年野田市規則第14号）
21	野田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年野田市規則第26号）
22	野田市狂犬病予防法施行細則（平成7年野田市規則第17号）
23	野田市知的障害者福祉法施行細則（平成7年野田市規則第29号）
24	野田市都市計画事業梅郷駅西土地画整理事業仮設店舗等管理規則（平成9年野田市規則第41号）
25	野田市土地画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例施行規則（平成12年野田市規則第7号）
26	野田市近郊緑地保全区域内における行為の届出に関する規則（平成12年野田市規則第19号）
27	野田市在宅わたり老人等訪問歯科保健事業実施規則（平成12年野田市規則第27号）
28	野田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年野田市規則第4号）
29	野田市緊急一時保護施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年野田市規則第22号）
30	野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性緊急生活支援資金助成金交付規則（平成14年野田市規則第25号）
31	野田市鳥獣の飼養の登録及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する規則（平成15年野田市規則第21号）
32	野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則（平成15年野田市規則第32号）
33	野田市介護用品支給事業実施規則（平成15年野田市規則第34号）
34	野田市家族介護慰労金支給事業実施規則（平成15年野田市規則第35号）
35	野田市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請及び受領委任払いによる支給手続に関する規則（平成15年野田市規則第36号）
36	野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業の実施に関する規則（平成15年野田市規則第37号）
37	野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業の実施に関する規則（平成15年野田市規則第38号）
38	野田市閑宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則（平成15年野田市規則第81号）
39	野田市防火対象物の点検基準等に関する規則（平成15年野田市規則第103号）
40	野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年野田市規則第15号）
41	野田市技能功労者表彰条例施行規則（平成16年野田市規則第50号）
42	野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年野田市規則第54号）
43	野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則（平成17年野田市規則第36号）
44	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居宅支援事業実施規則（平成17年野田市規則第41号）
45	野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年野田市規則第66号）
46	野田市障がい者職場実習奨励金支給規則（平成18年野田市規則第19号）
47	野田市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年野田市規則第25号）
48	野田市貴重な野生動物の保護のための樹林地の保全に関する条例施行規則（平成18年野田市規則第65号）
49	野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給規則（平成19年野田市規則第6号）
50	野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年野田市規則第36号）
51	野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則（平成21年野田市規則第1号）
52	野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則（平成22年野田市規則第30号）
53	野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付規則（平成23年野田市規則第23号）
54	野田市住民投票条例施行規則（平成23年野田市規則第34号）
55	野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年野田市規則第36号）
56	野田市土地画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（平成24年野田市規則第5号）
57	野田市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年野田市規則第13号）
58	野田市小規模水道条例施行規則（平成25年野田市規則第8号）
59	野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金交付規則（平成25年野田市規則第34号）
60	野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成25年野田市規則第35号）
61	野田市特定空家等の寄附の受入れに関する規則（平成25年野田市規則第36号）
62	野田市ボイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例施行規則（平成27年野田市規則第15号）
63	野田市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成27年野田市規則第25号）
64	野田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年野田市規則第38号）
65	野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付規則（平成28年野田市規則第27号）
66	野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付規則（平成28年野田市規則第28号）
67	野田市教育研究会補助金交付規則（平成28年野田市規則第29号）
68	野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等の申請及び受領委任払いに関する規則（平成28年野田市規則第74号）
69	野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付規則（平成29年野田市規則第18号）
70	野田市認知症カフェ事業補助金交付規則（平成29年野田市規則第25号）
71	野田市意思疎通支援者派遣事業実施規則（平成29年野田市規則第45号）
72	野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給規則（平成30年野田市規則第41号）
73	野田市商店会街路灯電気料補助金交付規則（平成30年野田市規則第73号）

(表)

← 85ミリ →

第 号		年 月 日交付	
職名又は階級	氏 名	年 月 日生	
消防法第4条第2項(同法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項 において準用する場合を含む。)の規定による			
立 入 検 査 証			
			野田市長 

60ミリ

(裏)

<p style="text-align: center;">立 入 検 査 の 心 得</p> <p>1 消防職員は、関係のある場所に立ち入る場合において、関係のある者の請求があるときは、この証票を示さなければならない。</p> <p>2 消防職員は、関係のある場所に立ち入る場合には、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。</p> <p>3 消防職員は、関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。</p>
--

年 月 日

(宛先)野田市長

申込者 住 所
氏 名

野田市立こだま学園利用申込書

野田市立こだま学園の利用の承認を受けたいので、次のとおり申し込みます。

利用希望者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日	年 月 日								
	受給者番号									
利用希望者の保護者又は代理人	住 所									
	氏 名						電話番号			
	利用希望者との関係									
利用を希望する支援の内容(該当するものを○で囲んでください。)		1 児童発達支援								
		2 保育所等訪問支援								
		3 障害児相談支援								
緊急連絡先	住 所						電話番号			
	氏 名						利用希望者との関係			

注 健康診断書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こだま学園利用承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった野田市立こだま学園の利用について、野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認

利用希望者	住所	
	氏名	
利用を希望する支援の内容		
利用開始年月日	年 月 日	

2 不承認

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こだま学園措置決定通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼のあった野田市立
こだま学園の利用について、野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第
6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
措置内容		
利用開始年月日		年 月 日

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こだま学園利用承認取消通知書

野田市立こだま学園の利用の承認を取り消したので、野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

利用者	住 所	
	氏 名	
利 用 支 援 内 容		
利用承認取消年月日	年 月 日	
利用の承認を取り消した理由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こだま学園措置取消通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼を受けたことについて、野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、措置の決定を取り消したので通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
措 置 内 容		
措 置 取 消 年 月 日		年 月 日
措置を取り消した理由		

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

㊟

野田市立こだま学園指定管理者指定申請書

野田市立こだま学園の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市立こだま学園指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市立こだま学園指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲

年 月 日

(宛先)野田市長

申込者 住所
氏 名

野田市立あさひ育成園利用申込書

野田市立あさひ育成園の利用の承認を受けたいので、次のとおり申し込みます。

利用希望者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日	年 月 日								
	受給者番号									
利用希望者の保護者又は代理人	住 所									
	氏 名						電話番号			
	利用希望者との関係									
緊急連絡先	住 所						電話番号			
	氏 名						利用希望者との関係			

注 健康診断書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あさひ育成園利用承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった野田市立あさひ育成園の利用について、野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認

利用希望者	住所	
	氏名	
利用開始年月日	年 月 日	

2 不承認

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あさひ育成園措置決定通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼のあった野田市立あさひ育成園の利用について、野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
利用開始年月日		年 月 日

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あさひ育成園利用承認取消通知書

野田市立あさひ育成園の利用の承認を取り消したので、野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

利用者	住 所	
	氏 名	
利用承認取消年月日	年 月 日	
利用の承認を取り消した理由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あさひ育成園措置取消通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼を受けたことについて、野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、措置の決定を取り消したので通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
措 置 取 消 年 月 日		年 月 日
措置を取り消した理由		

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 ㊟

野田市立あさひ育成園指定管理者指定申請書

野田市立あさひ育成園の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市立あさひ育成園指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市立あさひ育成園指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定期間
- 2 管理業務の範囲

年 月 日

様

職 氏 名 印

行 政 考 査 実 施 通 知 書

野田市行政考査実施規則に基づき行政考査を下記により実施します。

記

- | | | |
|-------------|---------|----|
| 1 行政考査実施機関 | 年 月 日から | 日間 |
| | 年 月 日まで | |
| 2 行政考査の対象 | | |
| 3 行政考査実施者 | | |
| 4 提 出 資 料 | | |
| 5 そ の 他 事 項 | | |

年 月 日

様

職 氏 名 印

行 政 考 査 実 施 報 告 書

年 月 日から 年 月 日まで行政考査を実施しましたが、その結果は別紙のとおりでした。

記

別紙

- 1 考査対象機関等
- 2 行政考査の内容及び所見
- 3 考査対象機関の意見等
- 4 助言又は指示を要する事項
- 5 前回行政考査の助言又は指示等に対する措置状況

年 月 日

様

職 氏 名 印

行 政 考 査 改 善 指 導 書

年 月 日から 年 月 日まで実施した行政考査の結果、次のように改善されるよう命により指示します。

記

- 1 改善を要する事項
- 2 改善の指針
- 3 その他

年 月 日

様

職 氏 名 印

指 摘 事 項 改 善 報 告 書

年 月 日付 第 号で指摘のあった事項について次のとおり措置
したので報告します。

記

- 1 問題点の概要
- 2 現在までの経過
- 3 今後の対策
- 4 その他

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
団体名
団体における役職名
氏 名

野田市立福祉会館使用申込書

下記のとおり福祉会館を使用したいので申込みます。

記

使用会館名	
使用目的	
使用室名	
使用設備	
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使用見込人員	
使用責任者	電話番号
その他必要な事項	

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立福社会館使用許可書

年 月 日付けで申込みのあった野田市立福社会館の使用について、下記のとおり許可します。

記

団体名及び 住所氏名	
使用会館名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使用室名	
使用設備	

注

- 1 時間を厳守すること。
- 2 火気に十分注意すること。
- 3 使用後は、清掃し、使用設備を元に復すること。
- 4 その他館内諸掲示を遵守すること。
- 5 使用の際は、本書を事務室に提出すること。

年 月 日

野田市福祉センター使用申込書

(宛先)野田市長

使用 申込 者	住 所	
	団 体 名 又は氏名	
	団 体 に お け る 代 表 者	役職名 氏名

野田市福祉センターを使用したいので、野田市福祉センター管理規則第6条の規定により、次のとおり申込みます。

使 用 の 施 設	野田市中根地域福祉センター 野田市関宿福祉センターやすらぎの郷			
使 用 の 目 的				
使 用 室 名	地域福祉センター			
	老人福祉センター			
使 用 の 日 時	月 日	自午 時 分	至午 時 分	
使 用 人 員 見 込	人	責任者 氏 名	電 話 番 号	
使 用 備 品				
そ の 他 必 要 事 項				

◎下記事項は記入しないでください。

使用 料	基本使用料	備 考
	円	
取 消	円	

年 月 日

野田市福祉センター使用許可書

様

野田市長



年 月 日付けで申込みのあった野田市福祉センターの使用について、野田市福祉センター管理規則第7条の規定により、次のとおり許可します。

使用の施設	野田市中根地域福祉センター 野田市関宿福祉センターやすらぎの郷							
使用の目的								
使用室名	地域福祉センター							
	老人福祉センター							
使用の日時	月	日	自午	時	分	至午	時	分
使用人員見込	人	責任者氏名		電話番号				
使用備品								
その他必要事項								

- 注意
- 1 使用時間は厳守してください。
 - 2 火気には十分注意してください。
 - 3 使用後は清掃し、備品等はもとに戻してください。
 - 4 その他センター内の諸掲示を守ってください。
 - 5 使用の際は、本許可書を提示してください。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

移転に関する計画に係る認定申請書

野田市住工混在地域工場移転促進規則第6条の規定により、移転計画に係る認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 新しく設置される工場(以下「新工場」という。)および住工混在地域内の工場(以下「旧工場」という。)の概要

(1) 新工場の内容

事 項	内 容
名 称	
所 在 地	
業 種 (生 産 品 名)	
敷 地 面 積 (m ²)	
床 面 積 (m ²)	
従 業 員 数	
工 業 用 水 使 用 量 (水 源 別)	
操 業 予 定 年 月	

(2) 旧工場の内容

事 項	内 容
名 称 所 在 地 業 種 (生 産 品 名) 敷 地 面 積 (m ²) 床 面 積 (m ²) 従 業 員 数 工 業 用 水 使 用 量 (水 源 別) 設 立 年 月	

(3) 移転する理由(詳細に)

(注) 新工場及び旧工場の付近見取図、工場配置図を添付すること。

2 新工場の設置に係る法令等の規定による許可等に関する事項

必要な許可等の 根拠法令条項	申 請 日 年 月 日	申 請 先	許可等の有無または許可等を受ける 見通し	許可等を受けている場 合はその受けた年月日

(注) 申請書、許可書等の写しを添付すること。

3 旧工場の跡地の利用または処分に関する事項

- ① 跡地を自ら利用する場合の使用方法
- ② 跡地を処分する場合の処分の方法

年度 月		旧 工 場 の 跡 地 処 分					
		場 所	面 積	金 額	売却・貸与 の別及び相 手者名	相手者の 住 所	相手者の 使用方法
年度			m ²	千円			
	計						
年度							
	計						
年度							
	計						

4 新工場の設置に伴う環境の保全に関する事項

- ① 新工場における汚染物質の排出量、排出系統

種 類	汚 染 物 質	排 出 量	排 出 系 統
大 気 汚 染			
水 質 汚 濁			
騒 音 振 動			

② 新工場における公害防止施設の種類及び投資の内容

	年度	年度	年度	年度 以降	施設の種類
大気汚染防止施設 水質汚濁防止施設 騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設 その他公害防止関連施設					
計					
新工場における設備 投資総額					

(工事ベース)

5 移転に伴う労務に関する事項

① 新工場における当初の従業員の内容

		旧工場から移転する者	新規採用	合計
男	中高年齢者	人	人	人
	その他			
	小計			
女	中高年齢者			
	その他			
	小計			
計				

(注) 中高年齢者とは満45歳以上のものをいう。

② 旧工場における従業員の取扱い

		認 申 請 時 定 時 人	移 転 完 了 時				
			新 工 場 へ 移 転	自 社 他 工 場 へ の 配 置 換	雇 用 関 係 の 消 滅		計
					関 連 企 業 へ の あ っ せ ん	そ の 他	
男	中 高 年 齢 者	人	人	人	人	人	
	そ の 他						
	小 計						
女	中 高 年 齢 者						
	そ の 他						
	小 計						
計							

③ 再就職のあっせん等旧工場の従業員のために講ずる措置の内容

6 移転の実施時期

事 項		年 度	年 度	年 度
旧 工 場	工場の操業停止			
	工場の撤去			
	跡地の処分			
新 工 場	土地取得			
	工場の建設着手			
	工場の建設完了			
	設備の導入 操業開始			

事項ごとに主要施設等を記載すること(実施の月も記載)

7 移転に伴う建設又は廃棄する建物に関する事項

(1) 新工場において建設する建物

年度 月		建築の種類	建築面積	床面積	金額
年度			m ²	m ²	千円
	小計				
年度					
	小計				
年度					
	小計				
計					

(2) 旧工場において廃棄する建物

年度 月		種類	建築面積	床面積	取得年月	残存耐用年数	簿価
年度			m ²	m ²			千円
	小計						
年度							
	小計						
年度							
	小計						
計							

年 月 日

様

野田市長



移転に関する計画に係る認定書

年 月 日付けで申請のあった貴社の工場の移転計画については野田市住工
混在地域工場移転促進規則第6条に基づく移転計画であることを認定します。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

移転に関する計画の変更に係る認定申請書

年 月 日付け、第 号で認定を受けた移転計画について下記のとおり変更したいので認定を申請します。

記

- 1 変更する事項の内容
- 2 変更する理由

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

移 転 計 画 実 施 状 況 報 告 書

移転計画の実施状況について下記のとおり報告します。

記

1 移転の実施状況の概要

	旧 工 場				新 工 場			
	工場の 操業停止	工場の 撤去	跡地の 処分	土地 取得	工場の 建設着手	工場の 建設完了	設備の 導入	操業 開始
当該年度の 計画								
当該年度の 実績								
次年度の 計画								

2 工場用地の取得および処分の実施状況

	新 工 場			旧 工 場					
	場所	面積	金額	場所	面積	金額	売却、貸与の 別ならびに相 手方及び住所	相手方の 使用方法	自ら使用 する場合 の使用方 法
当該年度の 計画		m ²	千円		m ²	千円			
当該年度の 実績									
次年度の 計画									

3 新工場の設置に係る法令等の規定による許可等の状況

4 新工場の設置に伴う環境の保全について講じた措置の状況

5 移転に伴い従業員のために講じた措置の内容

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

新工場の一部(全部)操業状況報告書

新工場が一部(全部)操業を開始しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 操業 $\left(\begin{array}{l} \text{一部} \\ \text{全部} \end{array} \right)$ 開始時の新工場の内容

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 業 種
- (4) 床 面 積
- (5) 敷 地 面 積
- (6) 生産施設面積
- (7) 緑地面積
- (8) 環境施設面積

(注) (7)、(8)については工場立地法施行規則を参考にしてください。

別記第1号様式(第2条第2項第1号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業

都市公園制限行為許可申請書

次のとおり関係図書を添えて、都市公園における行為の許可を申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為する都市公園名	
行為の位置又は公園施設	
行 為 の 内 容	
公 園 の 復 旧 方 法	
そ の 他	
※使 用 料	
備考	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第2条第2項第2号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業

都市公園制限行為許可事項変更許可申請書

次のとおり関係図書を添えて、都市公園制限行為許可事項の変更許可を申請します。

既に受けた許可行為の概要	
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日 野 第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他	
備考	

第3号様式(第2条第3項第1号)

第 号

住 所
申請者
氏 名

都市公園制限行為許可証

目 的	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
場 所	
管理方法又は内容	
条 件	
そ の 他	

上記のとおり都市公園における行為を許可する。

年 月 日

野田市長



第 号

住 所
申請者
氏 名

都市公園制限行為変更許可証

既に受けた許可行為の概要	
既に受けた許可行為の 許可年月日及び許可番号	
変 更 す る 事 項	
変 更 の 内 容	
変 更 の 期 日 等	
そ の 他	

上記のとおり、都市公園制限行為許可事項の変更を許可する。

年 月 日

野田市長



第7号様式(第5条第1項第1号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業



都市公園施設設置許可申請書

次のとおり関係図書を添えて、都市公園施設設置の許可を申請します。

設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
設 置 の 場 所	
公園施設の種類、構造、数量及び規模	
工事の実施方法	
工事の実施期間	年 月 日着手 年 月 日完了
公園施設の管理方法	
公園の復旧方法	
そ の 他	
使 用 料	
備考	

第8号様式(第5条第1項第2号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業



都市公園施設管理許可申請書

次のとおり関係図書を添えて、都市公園施設管理の許可を申請します。

管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
公園施設の名称	
公園施設の所在地	
管 理 の 方 法	
そ の 他	
使 用 料	
備考	

第9号様式(第5条第1項第3号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業



都市公園占用許可申請書

次のとおり関係図書を添えて、都市公園占用の許可を申請します。

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 の 場 所	
占用物件の構造	
占用物件の管理方法	
工 事 実 施 方 法	
工 事 実 施 期 間	年 月 日着手 年 月 日完了
公園の復旧方法	
そ の 他	
使 用 料	
備考	

第10号様式(第5条第1項第4号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業



都市公園 施設設置(管理) 許可事項変更許可申請書
占 用

次のとおり関係図書を添えて、都市公園 施設設置(管理) 許可事項の変更許可を申請します。

既に受けた許可事項の概要	
既に受けた許可の年月日及び許可番号	年 月 日 野 第 号
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他	
備考	

住 所
申請者
氏 名

都市公園 施設設置(管理) 許可(変更許可)証
占 用

目 的	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
場 所	
管理方法又は内容	
条 件	
そ の 他	

上記のとおり都市公園 施設設置(管理) 占 用 を許可(変更許可)する。

年 月 日

野田市長



第12号様式(第7条)

	処 理 事 項	通 知	台 帳		
第 号	使 用 料 等 還 付 請 求 書				
還 付 請 求 金 額	円				
内	年 度	年 度	施 設 名		
	納 付 年 月 日	年 月 日			
訳	金 額	円			
		円			
	合 計	円			
理 由					
<p>上記の金額を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (印)</p> <p>(宛先)野田市長</p>					
<p>上記金額領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (印)</p> <p>(宛先)野田市会計管理者</p>					

第13号様式(第8条第2項)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者
氏 名

都市公園施設使用料等減免申請書

次のとおり減免を受けたいので、申請いたします。

使用責任者			
連絡先	電話番号		
使用日時	年 月 日	時 分から	
	年 月 日	時 分まで	
使用施設名			
使用目的			
団体又はチーム名		人員数	
使用器具			
使用料等の額	円	減免の額	円
減免の理由			

第13号様式の2(第8条第3項)

第 号
年 月 日

様

野田市長



都市公園施設使用料等減免通知書

年 月 日付けで申請のあった都市公園施設使用料の減免について、野田市都市公園設置及び管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により次のとおり通知します。

使用責任者			
連絡先	電話番号		
使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時	分まで
使用施設名			
使用目的			
団体又はチーム名		人員数	
使用器具			
使用料等の額	円	減免の額	円
減免の理由			

第14号様式(第9条第1号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業

施設設置
都市公園 工事完了届
占 用

施設設置
次のとおり都市公園の 工事が完了したので、お届けします。
占 用

設置した公園施設	
占用工作物、物件又は施設の名称	
許可年月日及び番号	年 月 日 野 第 号
工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
備 考	

第15号様式(第9条第2号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業

都市公園 施設設置(管理)
占 用 廃止届

次のとおり、都市公園の 施設設置(管理)
占 用 を廃止したので、お届けします。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止する事項	
廃止する理由	
そ の 他	
備考	

第16号様式(第9条第3号)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
職 業

都 市 公 園 原 状 回 復 届

次のとおり公園施設を原状回復したのでお届けします。

原状回復した公園施設	
原状回復した施設の名称	
原状回復着手及び完了 年 月 日	年 月 日着手 年 月 日完了
備考	

野田市急病センター使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

次のとおり使用料及び手数料の減免を申請します。

受 診 者	住 所		被 保 険 者 証	有効期限	年 月 日	事 業 所	所在地	
	氏 名			記 号			名 称	
	生 年 月 日	年 月 日		番 号		保 険 者	所在地	
	被保険者 との続柄			資格取得	年 月 日		名 称	
			被 保 険 者	氏 名				
診 療 科			傷 病 名			診療年月日		
						年 月 日		
使 用 料 の 額						円		
手 数 料 の 額						円		
減 免 申 請 の 額						円		
減免申請の理由								

注 減免申請の理由を証する書面を添付してください。

野田市急病センター使用料等減免決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長

年 月 日付けで申請のあった急病センター使用料及び手数料の減免について次のとおり決定したので通知します。

1 減免を決定します。

受診者住所

受診者氏名

減免決定の額 円

2 却下します。

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

認可申請者代表

住 所

氏 名

野田市土地区画整理事業補助金交付申請書

年度において、別紙のとおり土地区画整理組合を設立しますので、
下記金額を交付くださるよう申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

年 月 日

(宛先)野田市長

組 合 名

理事長名

野田市土地区画整理事業補助金交付申請書

年度において、別紙のとおり土地区画整理組合を設立しますので、
下記金額を交付くださるよう申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市土地区画整理事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった土地区画整理組合(設立)事業に対する補助金を下記のとおり決定したので、野田市土地区画整理事業補助金交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 決定事項	交付	不交付
2 交付決定額		円

(内訳)

3 不交付の理由

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
団体名
代表者氏名

野田市土地区画整理事業補助対象経費変更申請書
補助対象経費の変更の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
団体名
代表者氏名 印

野田市土地区画整理事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった野
田市土地区画整理事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
団体名
代表者氏名

野田市土地区画整理事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

対象事業名	補助金交付決定額	精算額	実施期間	完了の別 未了の別
組合設立費				
道路用地費				
道路築造費				
道路舗装費				
調整池用地費				
排水路用地費				
計				

該当項目のみ記載すること。

3 添付書類

- (1) 補助金精算調書
- (2) 収支決算書

年 月 日

(宛先)野田市長

使用 申込 者	住 所	
	団 体 名 又は氏名 電話番号	
	団 体 の 代 表 者	役職名 氏 名

東葛飾地域農林業センター使用申込書

下記のとおり東葛飾地域農林業センターを使用したいので申込みます。

記

使用目的 持込器具	
使用室名	ア 研修室 イ 会議室 ウ 近代化室 エ 和室 (1) まき (2) けやき (3) かえで
使用備品	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用人員	男 名 女 名 計 名
使用責任者	住 所 氏 名 職 業 電話番号

第 号
年 月 日

団体名又は氏名
団体の代表者 様

野田市長



東葛飾地域農林業センター使用許可書

下記のとおり東葛飾地域農林業センターの使用を許可します。

記

使用目的	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用室名	
使用条件	
使用料	金 円
その他	

- 注意
- 1 使用時間は厳守してください。
 - 2 火気には十分注意してください。
 - 3 使用後は清掃し、備品等はもとに戻してください。
 - 4 その他センター内諸掲示を守ってください。
 - 5 許可を受けた事項を変更しようとするとき又は使用を取り消すときはすみやかに届け出てください。
 - 6 使用するときに、この許可書を係員に提示してください。

年 月 日

(宛先)野田市長

使用 申込 者	住 所	
	団 体 名 又は氏名 電話番号	
	団 体 の 代 表 者	役職名 氏 名

東葛飾地域農林業センター使用変更（取消）申請書

下記のとおり申請します。

記

許 可 済 事 項	使 用 目 的		
	使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	使 用 室 名		
	許 可 番 号		
	使 用 人 員		
変 更 ・ 取 消 し 事 項	変 更 ・ 取 消 し の 別	変 更 取 消 し	
	変 更 の 内 容	使 用 日 時	
		使 用 室 名	
		そ の 他	
理 由			
そ の 他 必 要 事 項			

年 月 日

(宛先)野田市長

使用 申 込 者	住 所	
	団 体 名 又は氏名 電話番号	
	団 体 の 代 表 者	役職名 氏 名

東葛飾地域農林業センター使用料免除申請書

下記のとおり使用料の免除を申請します。

記

使用目的	
使用室名	ア 研修室 イ 会議室 ウ 近代化室 エ 和室 (1) まき (2) けやき (3) かえで
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用人員	男 名 女 名 計 名
免除申請 の 理 由	

年 月 日

(宛先)野田市長

使用 申 込 者	住 所	
	団 体 名 又は氏名 電話番号	
	団 体 の 代 表 者	役職名 氏 名

東葛飾地域農林業センター使用料還付申請書

下記のとおり既納の使用料の還付を申請します。

記

使用目的	
使用室名	ア 研修室 イ 会議室 ウ 近代化室 エ 和室 (1) まき (2) けやき (3) かえで
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用人員	男 名 女 名 計 名
納入使用料	
納入年月日	年 月 日
申請理由	
※還付額	
※備考	

- 注 1 東葛飾地域農林業センター使用許可書、使用料領収書を添付してください。
2 ※欄は、記入しないでください。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
名称及び
代表者氏名

野田市住工混在地域工場移転利子補給交付申請書

野田市住工混在地域工場移転利子補給規則第5条の規定により利子補給金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

利子補給交付申請額

円

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
名称及び
代表者氏名

借入金返済証明書

融資の種類及び資金使途					
融資年月日及び金額		年 月 日		金 円	
融資期間及び利率		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 年利 %	
返済条件		一括返済 千円× 回=		分割返済 円 据置 千円× 回= 月 円	
借入残高		期首 年末		年 月 日現在 年 月 日現在 円 円	
回数	支払月日	期 間	日数	元金(残高)	支払利息
1		年 月 日～年 月 日		円	円
2		年 月 日～年 月 日		円	円
3		年 月 日～年 月 日		円	円
4		年 月 日～年 月 日		円	円
5		年 月 日～年 月 日		円	円
6		年 月 日～年 月 日		円	円
7		年 月 日～年 月 日		円	円
8		年 月 日～年 月 日		円	円
9		年 月 日～年 月 日		円	円
10		年 月 日～年 月 日		円	円
11		年 月 日～年 月 日		円	円
12		年 月 日～年 月 日		円	円

上記の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

金融機関名

代表者氏名



年 月 日

様

野田市長



野田市住工混在地域工場移転利子補給交付可否決定通知書

さきに申請のあった野田市住工混在地域工場移転利子補給規則第6条の規定により利子補給金の交付決定について審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

利子補給金		金		円
補給期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
補給率	年	%		
却下				
理由				

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
名称及び
代表者氏名

野田市住工混在地域工場移転利子補給事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付野田市指令第 号で補助金交付の決定のあった
野田市住工混在地域工場移転利子補給事業を次のとおり変更(中止・廃止)した
いので承認を申請します。

- 1 変更(中止・廃止)しようとする理由
- 2 変更(中止・廃止)しようとする内容

(注) 変更(中止・廃止)前と後の比較ができるように記載すること。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

名称及び

代表者氏名

㊟

野田市住工混在地域工場移転利子補給交付請求書

年 月 日付第 号をもって交付決定のありました利子補給金
について野田市住工混在地域工場移転利子補給規則第9条の規定により、下記の
とおり請求いたします。

記

利子補給交付請求額

円

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

企 業 名

代表者名

野田市中小企業融資資金利子補給金交付申請書

野田市中小企業融資資金利子補給規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

区 分	内 容			
融 資 の 種 類 及 び 金 額				金 円
融 資 期 間	年	月	自 至	年 月 日 日
利 子 補 給 の 期 間 及 び 金 額	自 至	年 年	月 月	日 日 金 円

野田市中小企業融資資金返済状況証明書

企業名

代表者名

年度

元金 (残金)	計算期間 自	計算期間 至	日数	補給金額	摘要
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

㊞

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市中小企業融資資金利子補給金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった利子補給金について、下記のとおり決定
(却下)したので通知します。

記

1 交付決定

- (1) 利子補給金交付決定額 円
- (2) 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日

2 申請却下

理由

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

企 業 名

代表者名



野田市中小企業融資資金利子補給金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった利子補給金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 推進組織名
代表者住所
代表者氏名

再開発事業推進費補助金交付申請書

野田市再開発事業推進費補助金交付規則第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 推進組織の規約又は会則
- (2) 再開発事業の施行が予定されている区域の図面
- (3) 推進組織の会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

指令 第 号
年 月 日

様

野田市長 印

再開発事業推進費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった野田市再開発事業推進費補助金を下記のとおり交付決定したので、野田市再開発事業推進費補助金交付規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 地区の名称
- 2 再開発事業の名称
- 3 補助金の交付決定額 円也

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 推進組織名
代表者住所
代表者氏名 印

再開発事業推進費補助金交付請求書

年 月 日付指令 第 号をもって交付決定のあった野田
市再開発事業推進費補助金について、野田市再開発事業推進費補助金交付規則
第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

振込先	銀行 支店	口座名義
		(フリガナ)
預金種類	普通 当座	氏名
		住所
口座番号		電話

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 推進組織名
代表者住所
代表者氏名

再開発事業推進費実績報告書

年 月 日付指令 第 号で交付決定を受けた再開発事業
推進費補助金に係る事業の実績について、野田市再開発事業推進費補助金交付
規則第8条の規定により次のとおり報告します。

- 1 地区の名称
- 2 再開発事業の名称
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名

野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付申請書

社会福祉施設整備資金利子補給を受けたいので、野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則第 6 条の規定により申請します。

記

1 申請金額 円

2 添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付決定
(却下) 通知書

年 月 日付で申請のあった社会福祉施設整備資金利子補給の交付については、野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付規則第 7 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する
交付決定額 円
- 2 却下する
理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩

野田市社会福祉施設整備資金利子補給交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった社会福祉施設整備資金利子補給を下記のとおりに請求します。

記

請求金額 円

振込先	銀行	支店
預金種類	普通	当座
口座番号		
口座名義		

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
運営者
氏 名

野田市生活ホーム運営事業補助金交付申請書

野田市生活ホーム運営事業補助金交付規則第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

生活ホーム	名 称	
	所在地	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
入 居 者	氏 名	
申 請 金 額	年 月 分 金	円

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
運 営 者
氏 名

印

野田市生活ホーム運営事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた野田市生活ホーム運営事業補助金について、野田市生活ホーム運営事業補助金交付規則第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

保 護 者	氏 名			
	住 所			
入 居 者	氏 名			
振 込 先 金 融 機 関	銀行	普通	口座番号	
	支店	当座	口座名義	

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
運 営 者
氏 名

野田市生活ホーム入居者退去届出書

生活ホームに入居中の下記の者が退居したので、野田市生活ホーム運営事業補助金交付規則第7条の規定により届出します。

記

生活ホーム	名 称	
	所在地	
退居者氏名		
退居年月日		
退居理由		

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

野田市雇用促進奨励金交付申請書

野田市雇用促進奨励金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。
なお、奨励金交付期間終了後においても常用労働者として雇用します。

記

事業所の内容	事業内容			
	従業員数			
高年齢者等の状況	住所	野田市		
	氏名		職種	
	生年月日	年 月 日		
	雇用年月日	年 月 日		
	対象者の区分	1 公共職業安定所 2 野田市無料職業紹介所 3 定年後再雇用	1 高年齢者 2 障がい者 3 ひとり親	
	他の規程に基づく奨励金等の受給の有無	有 無		

備考 定年後再雇用した事業主は、労働協約又は就業規則の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市雇用促進奨励金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった雇用促進奨励金について下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 金 額	円	
交 付 対 象 期 間	年 月分から 年 月分まで	
高 年 齢 者 等 の 住 所	野田市	
高 年 齢 者 等 の 氏 名		
対 象 者 の 区 分	1 公共職業安定所 2 野田市無料職業紹介所 3 定年後再雇用	1 高年齢者 2 障がい者 3 ひとり親
交 付 の 方 法	口座振込による	
否 決 理 由		

注 高年齢者等が交付期間内に退職した場合は、退職理由を付した書面をもって速やかに報告すること。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
事業所名
代表者名
電話番号



野田市雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日付けで交付決定通知のあった雇用促進奨励金の交付を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

(1) 交付期間 _____ 年 月分から _____ 年 月分まで

(2) 高年齢者等 野田市 _____
住所及び氏名 _____

(3) 対象者の区分

1 公共職業安定所	1 高年齢者
2 野田市無料職業紹介所	2 障がい者
3 定年後再雇用	3 ひとり親

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座
ふりがな	
口座名義人	

別記第1号様式(第2条)

基準地積査定申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請人 住所
氏名

印

登記地積が実測地積と相違していますので、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり従前の宅地の地積査定を申請します。

1 査定申請宅地の表示

宅地の所在			地目	所有者氏名	登記簿地積 (A) m ²	実測地積(B) m ²	$\frac{(B)}{(A)}$	備考
大字	字	地番						

2 隣地所有者の確認

上記の査定申請宅地と下記表示の隣地所有者との境界線については、本申請書に添付する実測図のとおりであることを承認します。

宅地の表示			地目	隣地所有者		承認印	実測図 との割 印	備考
大字	字	地番		住所	氏名			

添付図 実測図(縮尺250分の1)

備考

- 1 実測図には筆界、地番、地目、境界杭の位置及び番号並びに所有者を記入し、隣地所有者の割印を押印し、備考に次の事項を記入すること。
イ 実測した土地家屋調査士の住所及び氏名
ロ 実測年月日
ハ 地積計算表
- 2 本申請書は、1件ごとに提出すること。
- 3 隣地が国又は地方公共団体の所有地である場合は、当該所有者の承諾書を添付すること。
- 4 本申請の宅地の所有者が、2人以上のときは連名とすること。

第2号様式(第3条)

代 表 者 選 任 通 知 書

代 表 者	住 所					
	氏 名				生年月日	
権利の目的と なっている 宅地の表示	大 字	字	地 番	地 積	権 利 の 種 類	

共 有 者
 上記の者を、共同借地権者の代表者に選任したので、土地区画整理法第130条の規定
 借 地 権 者
 により通知します。

年 月 日

(宛先)野田市長

選出人 住 所
 氏 名 ⑩
 生年月日

住 所
 氏 名 ⑩
 生年月日

住 所
 氏 名 ⑩
 生年月日

備考

- 「選出人」の欄は、宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に2人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者の全員が署名押印し、全員の印鑑証明書を添付してください。
- 法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者氏名を記載し、印鑑証明書を添付してください。

第1号様式(第2条)

番号	住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	生年月日	氏名 (法人の場合はその名称)	性別	備考

備考

- 1 名簿は、宅地所有者又は借地権者の各権利別に調整しなければならない。
- 2 令第21条第4項の規定により名簿を修正したときは、その旨及び修正年月日を備考欄に記載し、職印を押印しなければならない。
- 3 名簿の表紙には、次のとおり記載しなければならない。

年 月 日現在調
野田都市計画事業 土地区画整理事業
選挙人名簿の抄本
宅地所有者又は借地権者
土地区画整理審議会

- 4 名簿の巻末には、次のとおり記載しなければならない。

この選挙人名簿は、 年 月 日から2週間 において
縦覧させ、 年 月 日確定したものである。

野田市長

印

第2号様式(その1)(第3条)

(表)	(裏)
<p data-bbox="636 300 674 363">折目</p> <p data-bbox="304 432 517 847">野田都市計画事業 土地区画整理審議会委員 選挙投票</p> <p data-bbox="327 914 535 948">市長印</p> <p data-bbox="636 1203 685 1230">9cm</p>	<p data-bbox="1541 300 1579 363">折目</p> <p data-bbox="1184 480 1458 513">候補者氏名</p> <p data-bbox="1839 643 1877 922">注 意</p> <p data-bbox="1715 405 1794 1161">一 宅地所有者の候補者の氏名を欄内に一人書くこと。</p> <p data-bbox="1621 405 1659 1023">二 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p> <p data-bbox="1984 767 2051 799">10cm</p>

備考 宅地所有者の投票用紙は白色の投票用紙を用いなければならない。

第2号様式(その2)

(表)	(裏)
<p data-bbox="651 336 689 400">折目</p> <p data-bbox="490 472 528 727">野田都市計画事業</p> <p data-bbox="405 531 443 882">土地区画整理審議会委員</p> <p data-bbox="320 756 358 882">選挙投票</p> <p data-bbox="338 951 551 983">市長印</p> <p data-bbox="645 1195 703 1222">9cm</p>	<p data-bbox="1554 336 1592 400">折目</p> <p data-bbox="1200 520 1473 552">候補者氏名</p> <p data-bbox="1854 659 1892 935">注意</p> <p data-bbox="1727 445 1805 1155">一 借地権者の候補者の氏名を欄内に一人書くこと。</p> <p data-bbox="1637 440 1675 1059">二 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p> <p data-bbox="2002 764 2063 791">10cm</p>

備考 借地権者の投票用紙は桃色を用いなければならない。

立 候 補 届

(ふりがな) 立候補者氏名		性別		職業	
本 籍					
住 所					
生 年 月 日	年	月	日	(満	歳)
選 挙	年	月	日	執行	
	野田都市計画事業		土地区画整理審議会委員選挙		
候補者の種別	(宅地所有者・借地権者)のうちから選挙される委員の候補者				

上記のとおり立候補の届出をします。

年 月 日

立候補者氏名

(宛先)野田市長

備考 法人が候補者であるときは、「立候補者氏名」及び「住所」は、それぞれ

「法人の名称」及び「主たる事務所の所在地」とする。

立 候 補 推 薦 届

(ふりがな) 立候補者氏名		性別		職業	
本 籍					
住 所					
生 年 月 日	年	月	日 (満 歳)		
選 挙	年	月	日執行	野田都市計画事業 土地区画整理審議会委員選挙	
候補者の種別	(宅地所有者・借地権者)のうちから選挙される委員の候補者				
添 付 書 類	候補者の承諾書				

上記のとおり立候補推薦の届出をします。

年 月 日

推薦届出者住所

推薦届出者氏名

生 年 月 日 年 月 日生

(宛先)野田市長

備考 法人が候補者であるときは、「立候補者氏名」及び「住所」は、それぞれ「法人の名称」及び「主たる事務所の所在地」とする。

年 月 日

(推薦届出者氏名)

様

住 所
氏 名
連絡先

印

候補者推薦届承諾書

年 月 日執行の野田都市計画事業
議会委員選挙における候補者となることを承諾します。

土地区画整理審

年 月 日

(宛先) 野田市長

氏名

候補者辞退届

年 月 日執行の野田都市計画事業 土地区画整理審議
会委員選挙における候補者を辞退する届出をします。

- 1 候補者氏名
- 2 候補者の種別 宅地所有者 ・ 借地権者
- 3 理 由

年 月 日

(当選人) 様

野田市長 印

当選通知書

あなたは、年 月 日に執行した野田都市計画事業 土地
区画整理審議会委員選挙において、(宅地所有者・借地権者)のうちから選挙さ
れる委員の当選人と決定したので、土地区画整理法施行令第35条第5項の規定に
より、通知します。

年 月 日 野田都市計画事業
 執 行

土地区画整理審議会委員選挙録

1	選挙場開設場所						
2	投票時間	午前 時 分から午後 時 分まで					
3	立会人	氏 名	宅地所有者又は借地権者の別	選任年月日	参会時刻		
4	投票の状況		選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	棄権者	投票率
		宅地所有者					
		借地権者					
		計					
5	令第30条の規定により投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名	拒否の理由				
6	開票時間	時 分から 時 分まで					
7	開票の結果		投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率	
		宅地所有者					
		借地権者					
8	有効投票	令第34条第2項以外の投票					
		令第34条第2項の規定による投票	票	内	氏名を記載したもの	{ 氏名 氏名	票 票
				訳	氏を記載したもの	{ 氏 氏	票 票
					名を記載したもの	{ 名 名	票 票
					その他		票
	令第34条第3項の規定により当該候補者にあん分したもの	あん分したものの総数	票				
	候補者氏名	あん分の基礎となった得票数	票	氏名	氏名	氏名	その他
	いずれの候補者にも属しないもの	票					

		備 考					
9	無効投票の 内 訳	所定の投票用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほかを記載したもの	候補者の氏名を自書してないもの
		候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの		
10	各候補者の 得票数	候補者の氏名	宅地所有者又は借地権者の別	得票数	候補者の氏名	宅地所有者又は借地権者の別	得票数
11	選挙場事務 従事者	総数	人内	1 野田市職員 2 その他の者			人 人

年 月 日調整

選挙管理者 氏名

印

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

選挙立会人 氏名

代表者選任通知書

代表者	住所					
	氏名				生年月日	
権利の目的と なっている 宅地の表示	大字	字	地番	地積	権利の種類	

年 月 日執行される野田都市計画事業 土地区画整理審議会

宅地所有者 共有者
 借地権者 代表委員の選挙に、上記の者を 共同借地権者の選挙権及び被選挙権行使
 借地権者

代表者として選任したので、土地区画整理法第130条第2項の規定により通知します。

年 月 日

選出人 住所
 氏名 印
 生年月日

選出人 住所
 氏名 印
 生年月日

選出人 住所
 氏名 印
 生年月日

(宛先)野田市長

備考

- 「選出人」の欄は、宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に2人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者の全員が署名押印し、全員の印鑑証明書を添付してください。
- 法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者氏名を記載し、印鑑証明書を添付してください。

年 月 日

(宛先)野田市長

法人の主たる事務所の所在地

法人名

代表者の氏名 印

投票権限指定証明書

下記の者は、 年 月 日執行の野田都市計画事業 土地
区画整理審議会(宅地所有者・借地権者)代表委員の選挙において、投票選挙権
行使代行者に指定した者であることを証明します。

記

氏 名	生 年 月 日	住民票に記載されている住所

備考

- 1 この書類には、法人の印鑑証明書及び登記事項証明書を添付してください。
- 2 投票当日は、本証明書を選挙場受付に提示して、投票用紙の交付を受けてください。

聴 聞 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行政庁



次のとおり聴聞を行いますので、
〔行政手続法第15条第1項
千葉県行政手続条例第15条第1項
野田市行政手続条例第15条第1項〕の規定により通
知します。

聴聞の件名			
予定される不利益処分の内容			
不利益処分の根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴聞の期日			
聴聞の場所			
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地			
聴聞の主宰者	職名 氏名	聴聞の公開の有無	

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、
〔行政手続法第15条第3項
千葉県行政手続条例
野田市行政手続条例

〕
頂
第15条第3項
第15条第3項
の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁



聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

聴聞期日(場所)変更通知書

第 号
年 月 日

様

行政庁



野田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり聴聞の期日(場所)を変更したので通知します。

聴聞の件名		
聴聞の期日(場所)	変更前	
	変更後	

委 任 状

年 月 日

様

住所

氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、聴聞(弁明)に関する一切の行為を委任します。

聴聞(弁明)の件名	
氏 名	
住 所	

代理人資格喪失届

年 月 日

様

住所
届出者
氏名 ⑩

次の代理人は、その資格を失ったので、行政手続法〔 〕の
規定により届け出ます。

聴聞(弁明)の件名	
氏 名	
住 所	

参加許可申請書

年 月 日

(宛先)主宰者

住所
申請者
氏名

印

次の聴聞に関する手続きに参加したいので、
〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項
野田市行政手続条例第17条第1項〕の規定
により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

参 加 許 可 通 知 書

年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、

〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項
野田市行政手続条例第17条第1項〕の規定により次のとおり許可したので通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地	

資料閲覧請求書

年 月 日

様

請求者 住所
氏名 ⑩

〔行政手続法第18条第1項
千葉県行政手続条例第18条第1項
野田市行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益処分の原因とな

る事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(宛先)主宰者

住所
申請者
氏名 ㊟

次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、
〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項
野田市行政手続条例第20条第3項〕
の規定により許可してくださるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	
当事者又は参加人との関係	

補佐人出頭許可通知書

年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについて
は、
〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項
野田市行政手続条例第20条第3項〕の規定により次のとおり許可したので通知し
ます。

聴 聞 の 件 名	
補 佐 人 の 氏 名	
補 佐 人 の 住 所	

聴 聞 続 行 通 知 書

年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を続行するので、
〔行政手続法第22条第2項
千葉県行政手続条例第22条第2項
野田市行政手続条例第22条第2項〕の規定により
通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

聴 聞 調 書

年 月 日

主宰者^{職名}
氏名

印

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	年 月 日
聴 聞 の 場 所	
出頭した当事者 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭した参加人 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭しなかった当事 者の住所及び氏名並 びに出頭しなかった ことについての正当 な理由の有無	
出頭しなかった参加 人の住所及び氏名	
行政庁の職員の職名 及 び 氏 名	
行政庁の職員の説明 の 要 旨	
当事者、参加人、代 理人及び補佐人の陳 述の要旨(提出され た陳述書における意 見の陳述を含む。)	
証拠書類等の標目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

聴 聞 報 告 書

年 月 日

様

主宰者



次の聴聞が終結したので、
〔行政手続法第24条第3項
千葉県行政手続条例第24条第3項
野田市行政手続条例第24条第3項〕の規定により報告し
ます。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因 となる事実に対す る当事者及び参加 人の主張並びにそ の理由	
主 宰 者 の 意 見	

聴聞調書・聴聞報告書閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名



〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項
野田市行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は聴聞報

告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に請求すること。

聴 聞 再 開 通 知 書

年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を再開するので、
〔行政手続法第25条において準用する同法第22条
千葉県行政手続条例第25条において準用する同
野田市行政手続条例第25条において準用する同

第2項
条例第22条第2項
条例第22条第2項
〕の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

行政庁



次のとおり弁明の機会を付与しますので、
〔行政手続法第30条
千葉県行政手続条例第28条
野田市行政手続条例第28条〕の規定に
より通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

行政手続法第31条
千葉県行政手続条
野田市行政手続条

において準用する同法第15条第3項
例第29条において準用する同条例第15条第3項
例第29条において準用する同条例第15条第3項

の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁



弁 明 の 件 名	
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 氏 名	
不 利 益 処 分 の 名 あ て 人 と な る べ き 者 の 住 所	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
弁明に関する事務を所掌する 組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

犬の登録申請書（個別）

年 月 日

（宛先）野田市長

所有者住所

ふりがな
氏名

（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

電話番号

狂犬病予防法第4条第1項の規定により、犬の登録を次のとおり申請します。

1 犬の所在地

2 犬の種類など

種類	生年月日	毛色	性別	名	体格	その他の特徴
			オス メス		大 中 小	

登録番号： 年度 第 号

注射済票番号： 第 号

犬の鑑札再交付申請書

年 月 日

(宛先) 野田市長

所有者

氏 名

住 所

〔 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地 〕

電話番号

狂犬病予防法施行規則第6条第1項の規定により、鑑札の再交付を次のとおり申請します。

1 旧登録番号

年度 第 号

2 亡失又はき損の事由

注：き損の場合は、鑑札を添付すること。

新登録番号： 年度 第 号

犬の死亡届出書

年 月 日

(宛先) 野田市長

所有者

氏 名

住 所

〔 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地 〕

電話番号

狂犬病予防法第4条第4項の規定により、犬の死亡を次のとおり届け出ます。

1 登録年度及び登録番号

年度 第 号

2 死亡の年月日

年 月 日

3 犬の種類など

種 類	毛 色	性 別	名	体 格
		オス・メス		大 中 小

注：鑑札及び注射済票を添付すること。

犬の登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 野田市長

所有者

氏 名

住 所

(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

電話番号

狂犬病予防法第4条第4項(第5項)の規定により、犬の登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

1 登録年度及び登録番号

野田市 年度 第 号 前住地 第 号

2 変更事項(該当するものを○で囲むこと)

- (1) 犬の所在地
- (2) 所有者の氏名又は名称
- (3) 所有者の住所
- (4) 所有者

3 変更内容

変 更 前	
変 更 後	

4 畜犬登録情報

犬 種	
生年月日	年 月 日
毛 色	
性 別	オス ・ メス
名 前	
体 格	大 ・ 中 ・ 小

狂犬病予防注射済票再交付申請書

年 月 日

(宛先) 野田市長

所有者

氏 名

住 所

〔 法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地 〕

電話番号

狂犬病予防法施行規則第13条の規定により、狂犬病予防注射済票の再交付を次のとおり申請します。

1 旧注射済番号

第 号

2 亡失又はき損の事由

注：き損の場合は、注射済票を添付すること。

新注射済票番号：第 号

判 定 依 頼 書

第 年 月 日 号

知的障害者更生相談所長 様

野田市福祉事務所長

㊟

次の者について判定を依頼します。

本 人	(ふりがな)			歳	男 女
	氏 名		年 月 日生		
	住 所				
判定依頼事項					
知的障害者更生相談所への来所状況	1 新 来 2 再 来				
備 考 (相談区分 の希望等)					

判 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

先に申請のあった については、専門的判定の必要がありますので 年 月 日に 知的障害者更生相談所において判定を行うことになりました。

なお、当日は本書を持参してください。

記

1 判定依頼事項

2 その他

(その1)

措 置 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置を次のとおり決定したので通知します。

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
入 所 日		入 所 予 定 期 間	
備 考			
施設に入所中は、施設の規則、職員の注意をよく守ってください。			

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その2)

措 置 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

野田市福祉事務所長

㊟

知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定による措置を次のとおり決定したので通知します。

職親の氏名			
職親の住所			
指導訓練を受ける事項			
通い又は住込みの別	通い	住込み	
委託期間	年 月 日から	年 月 日まで	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措置変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第 号の規定による措置を次のとおり変更決定したので通知します。

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 解 除 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

印

知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第 号の規定による措置を次のとおり解除するので通知します。

解除する措置	
解除年月日	年 月 日
解除理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その1)

援 護 委 託 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

野田市福祉事務所長

㊟

知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により、次のとおり貴施設に援護を委託することに決定しましたので通知します。

1 委託対象者

住 所

氏 名

(男 女)

生年月日

年

月

日(満

歳)

2 通所又は入所の別

通 所

入 所

3 委託期間

年

月

日から

年

月

日まで

4 その他 委託した知的障害者が無断で退所する等の事故が発生した場合は、速やかに通知してください。

(その2)

援 護 委 託 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

野田市福祉事務所長

ⓐ

知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定により、次のとおり援護を委託することに決定しましたので通知します。

1 委託対象者

住 所
氏 名 (男 女)
生年月日 年 月 日(満 歳)

2 保護者

住 所
氏 名 (続柄)

3 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 通い又は住込みの別 通い 住込み

5 その他

援 護 委 託 解 除 通 知 書

第 年 月 日 号

様

野田市福祉事務所長

㊟

次の者に係る知的障害者福祉法第16条第1項第 号の規定による援護の委託を解除したので通知します。

1 委託解除対象者

住 所
氏 名

2 委託解除年月日

年 月 日

3 委託解除理由

職 親 申 込 書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号

知的障害者福祉法第16条第1項第3号に規定する職親になることを希望するので、知的障害者福祉法施行規則第1条の規定により、次のとおり申し出ます。

希望する知的障害者の数、 能力等についての条件	通 い	男	人	
		女	人	
	住 込 み	男	人	
		女	人	
指 導 訓 練 事 項				
委 託 終 了 後 の 雇 用 の 予 定				
事 業 所 等 の 名 称 及 び 所 在 地				
事 業 の 種 類				
従 業 人 員				
世 帯 構 成 人 員				
住 居 の 規 模 及 び 構 造				
職 親 を 希 望 す る 理 由				
知 的 障 害 者 を 使 用 し た 経 験				

職親申込者調査意見書

年 月 日

(宛先)野田市長

野田市福祉事務所長

㊟

別添職親申込書による職親申込者についての調査結果及び意見は、次のとおりです。

氏名		住所	
事業所の所在地			
事業(家業)の種類			
事業の規模			
作業設備、環境等			
技能指導種目			
終了後の雇用予定			
委託に関する理解、熱意			
相当と思われる知的障害者の範囲			
総合意見			
備考			

職 親 申 込 承 認 通 知 書

第 年 月 日 号

様

野田市長

印

年 月 日付けで申込みのあった知的障害者福祉法第16条第1項第3号に規定する職親について、次のとおり職親として承認し、登録したので通知します。

登録番号	野田市第 号	登録年月日	年 月 日
氏 名		住 所	
事業所の所在地			
事業(家業)の種類			
指導訓練事項			
適当と認める知的障害者数	男 人 女 人(計 人)		

注 今後、申込内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。

職親申込不承認通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

年 月 日付で申込みのあった知的障害者福祉法第16条第1項第3号に規定する職親については、下記の理由により職親としてみとめられないので通知します。

記

(不承認理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

職 親 委 託 申 込 書

年 月 日

(宛先)野田市福祉事務所長

住 所
氏 名

続柄()

職親への委託を希望するので、知的障害者福祉法施行細則第6条の規定により申し込みます。

対 象 者	(ふりがな) 氏 名	(男 女)
	生年月日	年 月 日(満 歳)
希 望 す る 職 種		
通い又は住込みの別	通 い	住込み
その他希望する事項		

執 務 日 誌

()月

日 付	訪問又は来所	ケース番号及び氏名	障がい区分	執 務 概 要 (相談、指導及び措置)
日 曜日				
日 曜日				
日 曜日				
日 曜日				

ケース番号	——
療育手帳 交付年月日	千葉県第 号 年 月 日交付
氏 名	
ケース開始 年 月 日	年 月 日 新規転入
ケース終了 年 月 日	年 月 日 転出死亡

知的障がい者指導台帳

千葉県野田市福祉事務所

本 人	ふりがな 氏 名	男 女	年 月 日生	
	住 所			
保 護 者	氏 名	続柄	電話番号	
	住 所			
本 人	教 育	未就学 在学中 (普通 特殊 養護) 年 小 中 高 卒業(普通 特殊 養護)		
	原 因	先天的(胎内時 出産時 不明) 後天的 不明		
	生 育 歴			
	既 往 症		知能程度	
	現 況			
		(相談所等の判定記録)		
身体障害者手帳	(障 害 名)	年 月 日交付	第 号	種 級

家 族 状 況		氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先	健康状態等	同居 別居
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
相談経緯					本人希望		
家庭環境					社会環境		
処遇方針							
住 居	家屋の種類						
	所有関係						
手 当							
他法給付の状況	種 別	記 号 番 号	級	支給開始年月日	給付機関		
加入健康保険							
その他の制度							

扶 助 の 記 録

	給付年月日	種 別	方 法	費 用 額		摘 要	取 扱 者
				公 費	自 費		
公 的 扶 助							

(略 図)

担当 民生委員 _____

仮設店舗等使用申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔法人にあつては、事務所又は事業所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

仮設店舗等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 仮設店舗等の表示
- 2 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 店舗名及び業種(仮設店舗を使用したい場合に記入すること。)
 - (1) 店舗名
 - (2) 業種(事業内容)
- 4 同居人等(店舗の場合は、従事する者の氏名及び年齢を有すること。)

氏 名	年 齢	続 柄	職 業	備 考
	歳			
	歳			
	歳			
	歳			
	歳			

なお、使用承認されたときは、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業仮設店舗等管理規則を順守することを誓約いたします。

氏名



第2号様式(第4条)

仮設店舗等使用承認(不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のあった仮設店舗等の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 (1) 承認 (2) 不承認
- 2 不承認の理由
- 3 仮設店舗等の表示
- 4 店舗名及び業種
 - (1) 店舗名
 - (2) 業種(事業内容)
- 5 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 同居人等

氏 名	年 齢	続 柄	職 業	備 考
	歳			
	歳			
	歳			
	歳			
	歳			

- 7 使用条件

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式(第6条)

仮設店舗等使用期間延長申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

仮設店舗等の使用期間を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 仮設店舗等の表示
- 2 使用期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 3 延長期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 延長の理由

第4号様式(第7条)

仮設店舗等使用期間延長承認(不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のあった仮設店舗等の使用期間の延長について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定事項 (1) 承認 (2) 不承認

2 不承認の理由

3 仮設店舗等の表示

4 延長期間 年 月 日から
年 月 日まで

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求

に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

仮設店舗等使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付け 第 号で通知した仮設店舗等の使用について、下記のとおり使用承認を取り消したので通知します。

記

1 仮設店舗等の表示

2 取消年月日 年 月 日

3 取消の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な

理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式(第10条)

仮設店舗等模様替え申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

仮設店舗等の模様替えをしたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 仮設店舗等の表示
- 2 模様替えの内容(工事内容を示す図面等を添付してください。)
- 3 模様替えの理由

第7号様式(第10条)

仮設店舗等模様替え承認書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のあった仮設店舗等の模様替えについて、下記のとおり承認します。

記

- 1 仮設店舗等の表示
- 2 模様替えの内容
- 3 承認の条件

第8号様式(第16条)

仮設店舗等退去届

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

仮設店舗等を退去しますので、下記のとおり届け出します。

記

1 仮設店舗等の表示

2 退去(予定)日 年 月 日

3 退去の理由

4 退去先住所等
住所(所在地)
電話番号

(表)

土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
申請人
氏名 印

土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

申 請 行 為	事業名		野田市受付	
	場所	野田市 番地 街区		
	種別	建築行為、土地形質変更の行為、物件の設置たい積の行為		
	概	工事の種別		新築、改築、増築、移転、大規模の修繕、その他
		構造		木造、石造、ブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、その他（ ）
		階数		地下 階 地上 階
		用途又は目的		住宅、店舗、工場、倉庫、旅館、浴場、飲食店、事務所、その他（ ）
	要	数量又は規格	建築面積 平方メートル	施行者受付
			延面積 平方メートル	
			容積 立方メートル	
重量 トン				
期間	許可の日から 日以内着工 着工の日から 日以内完了予定			
敷地との関連	自己所有地、借地、保留地、占用許可地、その他（ ）			
その他必要な事項				
土地所有者の承諾	住所 氏名 印			

(裏)

注 意 事 項

- 1 この許可申請書は、当該行為の許可申請に係る土地区画整理事業の施行者を経由して、市役所担当課へ3部提出してください。
- 2 この許可申請書中、該当する事項は○で囲み、その他必要な事項がある場合はその内容を記入してください。
- 3 申請行為の場所が、従前の土地であるときは町名地番を、仮換地であるときは街区番号を、道路公園等の公共用地であるときはそれぞれの名称及び何番地先を記入してください。
- 4 「その他必要な事項」欄は、この申請行為に関連して土地区画整理法以外の法令等に基づいて、同時に手続きをしているときの内容等を詳しく記入してください。
- 5 この許可申請書へは、次の図面及び書類を必ず添付してください。

位置図…… 方位、道路、交通機関及び著名な地形、建築物等により申請場所の位置が容易に確認できる図面であること。

配置図…… 縮尺、方位、地名、地番、敷地及び仮換地境界線、敷地内における申請行為の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、計画道路の位置及び幅員、水の流れの方向、排水施設の位置等を記入すること。

平面図…… 申請行為物件の平面図。ただし、建築以外の場合は、現況及び計画を対比できるようにすること。

書 類…… 申請行為の場所が占用許可地の場合は、占有許可証の写しを添付すること。

その他、市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先)野田市長

土地区画整理事業
 施行者

印

意見書

土地区画整理法第76条第1項の規定により、別冊のような申請があったので調査したところ、意見は以下のとおりです。

行為地の概要	場 所	野田市	番地	街区等の表示	
	事業との関係	年度事業施行予定区域内 ・ 事業年度未定区域内			
	換地との関係	1 換地設計未了区域内	2 仮換地決定区域内	3 仮換地指定区域内	4 仮換地使用区域内
	敷地面積	整理前敷地面積 平方メートル		整理後敷地面積(仮換地) 平方メートル	
	公共用地との関係	道路計画線にメートル突出 公園広場等の予定地内			
物件の移転の難易	構造上容易、構造上困難 敷地と建築物との関係上困難 その他工法上困難(重量物等で移転困難なものを含む)				
申請者住所・氏名	-----				
土地所有者住所・氏名	-----				
その他参考事項					
意見書	1 事業施行上支障なし				
	2 事業施行上支障があるが右の条件を付して許可		法第77条第2項の規定による通知をした時は無償にて移転(除却)する		
	3 事業施行上支障があるので不許可				
	4 その他				
意見を付した理由					

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名)

野田市長

印

土地区画整理事業施行地区内行為許可通知書

年 月 日付けで申請のあった当該行為については、土地区画
整理法第76条第1項の規定により、許可します。

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名)

野田市長 印

土地区画整理事業施行地区内行為許可通知書

年 月 日付けで申請のあった当該行為については、土地区画
整理法第76条第1項の規定により、以下の条件を付して許可します。

1 許可条件

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名)

野田市長

印

土地区画整理事業施行地区内行為不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった当該行為については、土地区画整理法第76条第1項の規定により、許可しない。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式(第2条)

近郊緑地保全区域内行為届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
届出人 氏 名
電話番号

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

首都圏近郊緑地保全法第7条第1項の規定により、下記のとおり行為の届出をします。

記

1	行為地の所在地			2	行為の期間	着手予定	年	月	日	完了予定	年	月	日			
3	行為地の地目	(イ)田 (ロ)畑 (ハ)宅地 (ニ)山林 (ホ)原野 (ヘ)その他()														
4	行為の種類	行為の内容														
(1)	建築物の新築、改築又は増築	工事種別	(イ)新築 (ロ)改築 (ハ)増築		構造	屋根	(イ)木造 (ロ)鉄筋コンクリート造 (ハ)鉄骨造 (ニ)その他()	(イ)かわらぶき (ロ)スレートぶき (ハ)鉄板ぶき (ニ)その他()								
		敷地面積	平方メートル													
		建築面積	平方メートル													
		合計床面積	平方メートル													
		高さ	地上	階メートル												
			地下	階メートル												
用途			外壁	(イ)板張 (ロ)モルタル塗 (ハ)しっくい塗 (ニ)その他()												
(2)	建築物以外の工作物の新築、改築又は増築	工事種別	(イ)新築 (ロ)改築 (ハ)増築		規模	高さ	地上	地下	メートル	メートル	構造	(イ)コンクリート造 (ロ)鉄骨造 (ハ)木造 (ニ)その他()				
		工作物の種類														
		敷地面積	平方メートル													
		用途											その他			
(3)	土地形質の変更及び水面の埋立又は干拓	工事種別	(イ)宅地の造成 (ロ)土地の開墾 (ハ)土石の採取 (ニ)鉱物の掘採 (ホ)水面の埋立 (ヘ)干拓 (ト)その他()													
		行為の目的			規模	行為面積		平方メートル								
		跡地の処理方法 (イ、ロ、ホ、ヘ以外の場合)				行為によって生じる法(のり)高	切土部分	盛土部分								
						メートル	メートル	メートル								
採取土石、鉱物の種類			そ の 他													
(4)	木竹の伐採	独立木以外の場合					独立木の場合									
		行為目的					行為目的									
		木竹の種類					木竹の種類									
		樹高及び樹齢					約		メートル		約		年			
		伐採面積					1.5メートルの高さにおける幹の周囲									
		伐採方法					(イ)皆伐 (ロ)択伐		樹		齢		約			
跡地の処理方法																

受付番号NO. _____

在宅訪問歯科診療申込書

申込日 年 月 日

(宛先) 野田市長

次の通り在宅訪問歯科診療を申し込みいたします。

申込者

患者との続柄()

患者氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

住所

連絡電話番号

健康保険の種類 国保 社保 生保

後期高齢者医療保険

1. 病名 (現在の様子)

2. 保健師の訪問 (有・無)

3. 歯科医師の訪問 (有・無)

4. 緊急時の連絡先及び電話番号

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地又は代表者住所

団体名

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電話番号

野田市総合福祉会館(団体使用施設)登録申請書

次のとおり野田市総合福祉会館(団体使用施設)の登録を申請します。

- 1 設立年月日
- 2 会員数
- 3 入会資格
- 4 活動内容

年 月 日

様

野田市長



野田市総合福祉会館(団体使用施設)登録(非登録)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市総合福祉会館(団体使用施設)の登録については、次のとおり決定したので野田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 決定事項 登録 非登録
- 2 非登録の理由

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地又は代表者住所

団体名

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電話番号

野田市総合福祉会館(団体使用施設)登録事項変更申出書

次のとおり野田市総合福祉会館(団体使用施設)の登録事項の変更を申し出ます。

変更事項

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地又は代表者住所

団体名

申請者 代表者氏名

担当者氏名

電話番号

野田市市民活動支援センター等登録申請書

次のとおり野田市市民活動支援センター及び野田市総合福祉会館(団体使用施設)の登録を申請します。

- 1 設立年月日
- 2 会員数
- 3 入会資格
- 4 活動内容

年 月 日

様

野田市長



野田市市民活動支援センター等登録(非登録)
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市市民活動支援センター及び野田市総合福祉会館(団体使用施設)の登録については、次のとおり決定したので野田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第5項の規定により通知します。

- 1 決定事項 登録 非登録
- 2 非登録の理由
- 3 備考

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地又は代表者住所
団体名
申請者 代表者氏名
担当者氏名
電話番号

野田市総合福祉会館使用許可申請書

次のとおり野田市総合福祉会館を使用したいので申請します。

使用年月日	年 月 日	使用人数	人
使用時間	時 分から 時 分まで		
使用施設名	団体使用施設	<input type="checkbox"/> 第1会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室
		<input type="checkbox"/> 第3会議室	<input type="checkbox"/> 録音室
		<input type="checkbox"/> 作業場	
	<input type="checkbox"/> 市民活動支援センター室		
使用目的			
使用する備品等			
備考			

注

- 1 市民活動支援センター室の使用には、野田市市民活動支援センターの登録が必要です。
- 2 市民活動支援センター室の月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後9時まで及び日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前8時30分から午後5時までの使用については、この申請書の提出は必要ありません。

年 月 日

様

野田市長



野田市総合福祉会館使用許可(不許可)通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市総合福祉会館の使用については、次のとおり決定したので野田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条(第5項において準用する同条)第2項の規定により通知します。

- 1 決定事項 許可 不許可
- 2 不許可の理由
- 3 許可内容

使用年月日	年 月 日	使用人数	人
使用時間	時 分から 時 分まで		
使用施設名	団体使用施設	<input type="checkbox"/> 第1会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室
		<input type="checkbox"/> 第3会議室	<input type="checkbox"/> 録音室
		<input type="checkbox"/> 作業場	
	<input type="checkbox"/> 市民活動支援センター室		
使用目的			
使用する備品等			
備考			

注

- 1 使用の際は、この許可通知書を職員に提示してください。
- 2 職員の指示に従ってください。
- 3 遵守事項を守ってください。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地又は代表者住所
団体名
申請者 代表者氏名
担当者氏名
電話番号

野田市総合福祉会館使用変更(取消)許可申請書

次のとおり野田市総合福祉会館の使用を変更(取消)したいので申請します。

許可 済 事 項	使用年月日	年 月 日	使用人数	人
	使用時間	時 分から 時 分まで		
	使用施設名	団体使用施設	<input type="checkbox"/> 第1会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室
			<input type="checkbox"/> 第3会議室	<input type="checkbox"/> 録音室
			<input type="checkbox"/> 作業場	
		<input type="checkbox"/> 市民活動支援センター室		
使用目的				
使用する備品等				
変 更 事 項	※ 変更したい項目について記載してください。			
取消しの理由				

年 月 日

様

野田市長



野田市総合福祉会館使用変更(取消)許可(不許可)通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市総合福祉会館の使用の変更(取消し)については、次のとおり決定したので野田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条(第3項の規定により準用する同条)第2項の規定により通知します。

- 1 決定事項 許可 不許可
- 2 不許可の理由
- 3 変更後の許可内容

使用年月日	年 月 日	使用人数	人
使用時間	時 分から 時 分まで		
使用施設名	団体使用施設	<input type="checkbox"/> 第1会議室	<input type="checkbox"/> 第2会議室
		<input type="checkbox"/> 第3会議室	<input type="checkbox"/> 録音室
		<input type="checkbox"/> 作業場	
	<input type="checkbox"/> 市民活動支援センター室		
使用目的			
使用する備品等			
備考			

注

- 1 使用の際は、この許可通知書を職員に提示してください。
- 2 職員の指示に従ってください。
- 3 遵守事項を守ってください。

野田市緊急一時保護施設入所申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住 所
氏 名

野田市緊急一時保護施設に入所したいので、野田市緊急一時保護施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

1 入 所 者

ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄

2 入所理由

3 入所希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

野田市緊急一時保護施設入所許可(不許可)通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付で申請のあった野田市緊急一時保護施設の入所について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	許可・不許可	
入所者氏名		
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで	
入所条件		
不許可の理由		

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市緊急一時保護施設退所届

年 月 日

(宛先)野田市長

届出者 住 所
氏 名

野田市緊急一時保護施設を退所したいので、野田市緊急一時保護施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出します。

1 退所年月日 年 月 日

2 退 所 理 由

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性緊急生活支援資金助
成金交付申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住 所
氏 名

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性緊急生活支援資金助成金交付規則第5条
第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので申請します。

助成金を必要とする理由

野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性緊急生活支援資金助
成金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付で申請のあった、野田市ドメスティック・バイオレンス被害女性
緊急生活支援資金助成金交付申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決 定 交 付 不交付
- 2 交付決定金額 金 円
- 3 不交付の理由

別記第1号様式(第2条第1項)

鳥 獣 飼 養 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により申請します。

記

1 登録を受けようとする鳥獣の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

注 「数量」欄は、オス、メス別に記載すること。

2 登録申請の事由

3 捕獲許可の内容

捕 獲 許 可 番 号	
捕獲許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕 獲 の 目 的	
捕 獲 年 月 日	年 月 日
捕 獲 場 所	

注 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第2号様式(第3条第1項)

鳥獣飼養登録有効期間更新申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により申請します。

記

1 登録の更新を受けようとする鳥獣の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

注 「数量」欄は、オス、メス別に記載すること。

2 登録の更新の事由

3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第3号様式(第4条第1項)

鳥獣飼養登録票再交付申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録票の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情

3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第4号様式(第5条第1項)

飼養登録鳥獣譲受(引受)届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、登録鳥獣を譲受け(引受け)たので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録鳥獣を譲受け(引受け)た年月日 年 月 日
- 2 登録鳥獣を譲受け(引受け)た事由

3 譲受け(引受け)た登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

4 譲渡し(引渡し)た者の住所・氏名

5 譲渡し(引渡し)た理由及びその価格

- 注 1 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。
- 2 「譲渡し(引渡し)た者の住所・氏名」欄について、譲渡し者が法人の場合は、譲渡し者の法人の名称及び代表者名を記載すること。

販売禁止鳥獣等販売許可申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、販売禁止鳥獣等の販売許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第11項において準用する同法第19条第2項の規定により申請します。

記

1 販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

注 「摘要」欄には、人工増殖したものか、野生のものかの何れかを記載すること。ただし、加工品については記載を要しない。

2 販売しようとする販売禁止鳥獣等の所在地

3 許可を受けようとする事由

注 法第24条及び同法施行規則第23条に規定する目的に該当する目的を記載すること。

4 その他

(1) 販売予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 現在飼育中の種類別数量

鳥 獣 名	数 量

注 「数量」欄には、オス、メス別に記載すること。

(3) 種鳥等種類別入手先(住所、氏名、名称、電話番号)

注 1 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

2 「種鳥等種類別入手先」欄について、種鳥等種類別入手先が法人の場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

第6号様式(第7条)

販売禁止鳥獣等販売許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、販売禁止鳥獣等の販売許可証の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第6項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情

3 現に受けている許可鳥獣の内容

鳥 獣 名	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第7号様式(第8条)

鳥獣飼養登録票の住所・氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、住所(氏名)を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条第5項の規定により届け出ます。

記

住 所	新	
	旧	
氏 名	新	
	旧	
変 更 年 月 日	年 月 日	
現に受けている 登録の内容	鳥 獣 名	
	登 録 番 号	
	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第8号様式(第9条)

鳥獣飼養登録票亡失届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録票を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 亡失した年月日 年 月 日
- 2 亡失の事情

3 現に受けている登録の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第9号様式(第10条)

販売禁止鳥獣等販売許可証の住所・氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、住所(氏名)を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第5項の規定により届け出ます。

記

住 所	新	
	旧	
氏 名	新	
	旧	
変 更 年 月 日	年 月 日	
現に受けている 許可の内容	鳥 獣 名	
	許 可 番 号	
	許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第10号様式(第11条)

販売禁止鳥獣等販売許可証亡失届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、販売禁止鳥獣等販売許可証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第6項の規定により届け出ます。

記

- 1 亡失した年月日 年 月 日
- 2 亡失の事情

3 現に受けている許可の内容

鳥 獣 名	
許 可 番 号	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

第11号様式(第12条)

販売禁止鳥獣等販売実績報告書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
生年月日
職 業

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第1項の規定により許可を受けたこのことについて、次のとおり実績を報告します。

記

1 販売禁止鳥獣等の販売実績の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

注 「摘要」欄には、人工増殖したものか、野生のものかの何れかを記載すること。ただし、加工品については記載を要しない。

2 販売先(住所、氏名(法人の場合は名称及び代表者名)、電話番号)

注 1 「報告者」欄について、報告者が法人の場合は、報告者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

2 「販売先」欄について、販売先が法人の場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用申請書

野田市徘徊高齢者家族支援サービスを利用したいので、野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第5条第1項の規定により、次の通り申請します。

対象となる徘徊高齢者	住 所				性 別	男 女
	氏 名			電 話 番 号		
	申請者との続柄			生年月日	年 月 日	
	現況					
家族の状況	氏 名	続柄	氏 名	続柄		
連絡先	住 所					
	氏 名			電 話 番 号		

添付書類

対象となる徘徊高齢者の申請前3月以内の写真1枚

第 号
年 月 日

様

野田市市長



野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市徘徊高齢者家族支援サービスの利用について、次の通り決定したので、野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第5条第2項の規定により通知します。

1 利用を認める

徘徊 高齢者 対象となる	住所			
	氏名		電話番号	
	暗証番号		利用開始日	
利用者	住所			
	氏名			

2 利用を認めない

理由	
----	--

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長と

なります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用誓約書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号



野田市徘徊高齢者家族支援サービスを利用するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 検索機器を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しません。
- 2 検索機器を紛失等した場合には、一切の責任を負います。
- 3 徘徊高齢者が徘徊中に生じた事故、けが等については、当方で一切の責任を負います。また当該高齢者の位置が特定された場合には、責任を持って保護します。
- 4 野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第6条第1項に規定する費用を負担します。
- 5 その他市長の指示に従います。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号

野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用変更届

下記のとおり申請内容について変更が生じたので、野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第7条の規定により届け出ます。

記

変更事項	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号

野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用資格喪失届

下記のとおり、野田市徘徊高齢者家族支援サービス利用資格を喪失しましたので、野田市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

住 所			
氏 名		電 話 番 号	
生年月日	年	月	日
理 由	1 利用対象者が規則第4条の規定に該当しなくなったため 2 徘徊高齢者が死亡したため 3 徘徊高齢者が市外に転出したため 4 徘徊高齢者が長期間施設や病院等に入所(入院)したため 5 その他 ()		
資 格 喪 失 日	年	月	日

備考 検索機器を添えて提出してください。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市介護用品支給申請書

下記のとおり介護用品支給を受けたいので、申請します。

記

要介護者等	住 所			
	氏 名		性 別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日(歳)		
	介護保険認定の状況	要介護(1 2 3 4 5) 要支援(1 2)	認定の有効期限	年 月 日
介護者	住 所			
	氏 名		続 柄	
配送先	住 所			
	氏 名		電話番号	
野田市介護用品支給事業実施規則第3条に規定する受給資格の要件について野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。				
注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類を省略することができます。				

申請者氏名



第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市介護用品支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました介護用品支給について下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 支給を認める

受給者氏名	
要介護者等氏名	
支給開始月	年 月から支給する

2 支給を認めない

理由	
----	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市介護用品支給受給資格者等変更届

下記のとおり申請事項を変更したいので届け出ます。

変更事項	新	
	旧	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市介護用品支給受給資格喪失届

下記のとおり受給権がなくなりましたので届け出ます。

記

受 給 者 氏 名	
要 介 護 者 等 氏 名	
喪 失 等 の 理 由	1 第3条の要件に該当しなくなったため 2 要介護者等が死亡したため 3 要介護者等が長期間介護や療養を受けることを目的として、施設 や病院等に入所(入院)したため 4 介護用品を使用しなくなったため 5 その他 ()
喪 失 日	年 月 日

年 月 日


(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
(介護者) 電話番号

野田市家族介護慰労金支給申請書

下記のとおり野田市家族介護慰労金支給を申請します。

記

要介護者	住 所				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
	要 介 護 度	要介護 4 ・ 5	認 定 の 有 効 期 限	年 月 日まで	
過 去 1 年 間 の 入 院 有 無	施 設 ・ 医 療 機 関 名	入 院 (入 所) 期 間			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
世帯の状況	氏 名	続柄	介護者	※(記入不要) 課税状況	
				課税	非課税
				課税	非課税
				課税	非課税
				課税	非課税
				課税	非課税
				課税	非課税
振 込 先	金 融 機 関 名				
	口 座 番 号	普通・当座			
	ふ り が な 口 座 名 義 人				
私は、野田市家族介護慰労金支給事業実施規則第3条に規定する各税の納税状況等を確認することについて承諾します。					
年 月 日 氏名 					
※承諾がない場合は、納税証明等を添付していただくことになります。					

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市家族介護慰労金支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市家族介護慰労金支給について下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 支給を認める

介護者名	
要介護者名	
支給開始月	年 月から支給する

2 支給を認めない

理由	
----	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを

知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

事業者名称

代表者職氏名



居宅介護住宅改修費等申請及び受領委任払いについての承諾書

- ・居宅要介護被保険者等から居宅介護住宅改修費等についての申請及び受領の委任の申出があった場合は、居宅要介護被保険者等からは居宅介護住宅改修費等を除いた自己負担額の支払いを受け、居宅介護住宅改修費等については、委任に基づいて支給申請を行い受領することを承諾します。
 - ・野田市居宅介護住宅改修費等受領委任払い取扱事業者名簿への登録を希望します。
 - ・住宅改修を行うに当たっては、次の事項を遵守します。
- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令及び野田市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請及び受領委任払いによる支給手続に関する規則(以下「規則」という。)等を遵守すること。
 - 2 住宅改修を行う居宅要介護被保険者等が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
 - 3 住宅改修を行うに当たっては、野田市、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。特に、居宅要介護被保険者等が、工事着工前に、住宅改修を必要とする理由書の発行を受けていることを確認すること。
 - 4 居宅要介護被保険者等から、居宅介護住宅改修費等を申請及び受領委任払いで行うことを求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、規則第7条に規定する保険給付の制限措置の適用を受けていないこと等、当該申請・受領委任払いが可能であるかどうかについて確認すること。
 - 5 正当な理由なく、申請・受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。

- 6 当該居宅介護住宅改修費等に係る住宅改修を申請・受領委任払いにて行う場合は、その施工に係る見積書を作成して居宅要介護被保険者等に発行し、その了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、個所及び規模、要する費用(居宅介護住宅改修費等及び自己負担分の内訳の見込みを含む。)並びに施工工事業者名、連絡先等を明記すること。
また、居宅要介護被保険者等が複数事業者から見積もりをとることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該居宅要介護被保険者等に通知すること。
- 8 住宅改修に係る費用については、自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収書及び内訳書を発行すること。
- 9 居宅介護住宅改修費等を申請及び受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合は、遅滞なくその旨を野田市に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、居宅介護住宅改修費等を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。
- 10 居宅要介護被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政等関係機関との協力により適切な対応を行うこと。なお、これらの苦情等の概要及び処理方策について、市長に届け出ること。
- 11 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。
- 12 登録事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- 13 事業概要等(変更)届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を事業概要等(変更)届出書にて、市長に届け出ること。

業務概要等(変更)届出書

新規 ・ 変更		No.	
届出日	年 月 日	営業形態 法人・個人	
ふりがな			
事業所名			
住所 〒			
	電話番号	FAX	
事業開始日			
営業時間・休業日			
従業員数			
		人	
うち 1級建築士		人	
うち 2級建築士		人	
その他有資格者(資格名称と人数を記載してください。)		人	
市記入欄	野田市が主催する住宅改修に関する研修受講の有無 有・無		

変更の場合は、変更部分及び事業者名を記載してください。

野田市居宅介護住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録証

登録番号

事業所名

代表者名

住所

上記の者は、野田市居宅介護住宅改修費等受領委任払い取扱事業者として登録されていることを証する。

年 月 日

野田市長



野田市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請及び受領に係る委任状

私は、次の者に、下記の居宅介護住宅改修費等の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

受任者

所在地(住所) _____
事業所名称 _____
代表者氏名 _____

記

着工予定日	年 月 日
住宅改修費用の予定額	
住宅改修の内容及び箇所	

年 月 日

住宅改修等に係る確認書

被保険者 _____ 様
住宅改修事業者名 _____
所在地 (住所) 〒 _____
電話番号 _____
代表者氏名 _____

住宅改修総費用額

総費用額	内 訳	本 体 額	, 円
		消 費 税	, 円
			, 円

内 訳 (内訳明細書=別紙のとおり)

介護保険分	給 付 金 額	① , 円
	自 己 負 担 額	② , 円
野田市高齢者住宅改修費助成金額(30万円以内)		③ , 円
上記以外の自己負担額		④ , 円

領収書金額(②+③+④) _____, _____ 円

利用者確認欄

上記の内容で工事が完了したことを確認しました。

年 月 日

確認者 被保険者氏名 _____ (印)
(本人が確認できない場合の)代理人氏名 _____ (印)
(続柄: 被保険者の _____)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
事業者名称
代表者職氏名

事業廃止(休止・再開)届出書

次のとおり、事業を廃止(休止・再開)するので届け出ます。

廃止(休止・再開)する 事 業 所 名	
廃止(休止・再開)する 事 業 所 住 所	〒 ー
廃止・休止・再開区分	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開
廃止・休止・再開日	年 月 日(～ 年 月 日)

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減申出書

(宛先)野田市長

所在地
申請者
名 称

次のとおり社会福祉法人等による利用者負担の軽減を実施するので申出します。

申 請 者	ふりがな 名 称				
	主たる事業所 の所在地	(郵便番号 -)			
	連 絡 先	電話番号			
	代表者の職・ 氏名	職 名		ふりがな 名 称	
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
軽 減 実 施 予 定 事 業 所 の 状 況	事業所の名称	所 在 地		サ ー ビ ス の 種 類	

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減申請書

(新規・更新用)

ふりがな 被保険者氏名	保険者番号		1	2	2	0	8	5
	被保険者番号							
生年月日	年 月 日							
住所	〒		電話番号					
利用者負担額軽減申請事由								
世帯構成	氏名	生年月日			生計中心者に○をつけて下さい			
	世帯主	年 月 日						
	世帯員	年 月 日						
		年 月 日						
<p>(宛先)野田市長</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>								

保険者記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額
軽減決定(却下)通知書

〒
住 所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に申請のありました、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減について、下記のとおり、決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

決定事項	
1 承認 する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 軽減決定事項 軽減割合 確認証番号
2 承認 しない	理 由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減確認証

交付年月日 年 月 日

確認証番号										
被 保 険 者	被保険者番号									
	住 所									
	ふりがな									
	氏 名									
	生年月日	年 月 日								
適用年月日	年 月 日から									
有効期限	年 月 日まで									
軽減内容	軽減割合									
発行機関名及び印	千葉県 野田市									

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減変更申請書

ふりがな 被保険者氏名	保険者番号		1	2	2	0	8	5
	被保険者番号							
生年月日	年 月 日							
住所	〒 電話番号							
変更申請の理由	(具体的にご記入ください。)							
世帯構成	氏名	生年月日			生計中心者に○をつけて下さい			
	世帯主	年 月 日						
	世帯員	年 月 日						
		年 月 日						
(宛先)野田市長 上記のとおり変更がありましたので申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名								

保険者記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日から	

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額
軽減変更決定(却下)通知書

〒 住所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に変更の申請がありました、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減について、下記のとおり、決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

決定事項	
1 承認 する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 軽減決定事項 軽減割合 確認証番号
2 承認 しない	理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業助成申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減に関する助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

助成金交付申請 対 象 期 間	年 月から 年 月まで
本来受領すべき 利用者負担収入	円
軽 減 総 額	円
交 付 申 請 額	円

- 添付書類 1 サービス提供証明書
2 助成額申請計算書(第8号様式)

助成金の支給を決定した場合、下記の口座に振り込んでください。

口 座 振 替 依 頼 欄	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 出張所	種目 1 普通預金 2 当座預金 4 貯蓄預金	口座番号
	ふ り が な 口 座 名 義 人			

助 成 額 申 請 計 算 書

1 対象サービスの軽減を実施した場合

(ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設サービス及び指定介護老人福祉施設サービスで軽減を実施した場合、軽減総額がAの10%を超えない場合も含む。)

サービスの種類	本来受領すべき 利用者負担収入 A	軽減総額 B	Aの1%相当額 $C=A \times 1\%$	助成金の額 $D=(B-C) \times 1/2$
訪問介護				
通所介護				
短期入所生活介護				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護				

複合型サービス				
介護福祉施設サービス				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
第1号訪問事業				
第1号通所事業				

2 上記の他に指定地域密着型介護老人福祉施設サービス及び指定介護老人福祉施設における施設介護サービスの軽減も実施した場合

サービスの種類	本来受領すべき利用者負担収入 A	軽減総額 B	Aの10%相当額 $C=A \times 10\%$	Aの1%相当額 $D=A \times 1\%$	助成金の額 $E=(C-D) \times 1/2 + B - C$
訪問介護					
通所介護					
短期入所生活介護					

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
地域密着型通所介護					
認知症対応型 通所介護					
小規模多機能型 居宅介護					
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護					
複合型サービス					
介護福祉施設 サービス					
介護予防短期 入所生活介護					
介護予防認知症 対応型通所介護					
介護予防小規模多機 能型居宅介護					

第 1 号 訪 問 事 業					
第 1 号 通 所 事 業					

野田市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業
助成支給(不支給)決定通知書

〒
住所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に申請のありました社会福祉法人等による利用者負担額の軽減に関する助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決定事項			
1 支給 する	助成金対象年月	年 月から	年 月まで
	助成金の額	円	
2 支給 しない	理由		

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支払方法 (口座払)	
振 込 先	金融機関
	口座種目
	口座番号
	口座名義人

お問い合わせ先

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減申請書

ふりがな 被保険者氏名	保険者番号		1	2	2	0	8	5
	被保険者番号							
生年月日	年 月 日							
住所	〒 電話番号							
利用者負担額 軽減申請事由								
世帯 構成	氏名	生年月日			生計中心者に○ をつけて下さい			
	世帯主	年 月 日						
	世帯員	年 月 日						
		年 月 日						
<p>(宛先)野田市長 上記のとおり指定居宅サービス事業者等から利用者負担額の軽減を受けたいので申請 します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者 電話番号 氏名</p>								

保険者記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減決定(却下)通知書

〒
住所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に申請のありました、指定居宅サービス事業者等による利用者負担額の軽減について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

決定事項							
1 承認する	<table border="0"> <tr> <td>適用年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>軽減決定事項</td> <td>軽減割合</td> </tr> </table>	適用年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	軽減決定事項	軽減割合
適用年月日	年 月 日						
有効期限	年 月 日						
軽減決定事項	軽減割合						
2 承認しない	理由						

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを

知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減変更申請書

ふりがな 被保険者氏名	保険者番号		1	2	2	0	8	5
	被保険者番号							
生年月日	年 月 日							
住所	〒 電話番号							
変更申請の理由	(具体的にご記入ください。)							
世帯構成	氏名	生年月日			生計中心者に○をつけて下さい			
	世帯主	年 月 日						
	世帯員	年 月 日						
		年 月 日						
<p>(宛先)野田市長 上記のとおり変更がありましたので申請します。 年 月 日</p> <p>住所 申請者 電話番号 氏名</p>								

保険者記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減変更決定(却下)通知書

〒
住所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に変更の申請がありました、指定居宅サービス事業者等による利用者負担額の軽減について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

決定事項							
1 承認する	<table border="0"> <tr> <td>適用年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>軽減決定事項</td> <td>軽減割合</td> </tr> </table>	適用年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	軽減決定事項	軽減割合
適用年月日	年 月 日						
有効期限	年 月 日						
軽減決定事項	軽減割合						
2 承認しない	理由						

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを

知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減助成申請書

ふりがな 被保険者氏名	保険者番号				1	2	2	0	8	5
	被保険者番号									
生年月日	年 月 日									
住所	〒 電話番号									
助成金交付申請 対象期間										
サービス利用額										
軽減決定事項										
助成金申請額										
(宛先)野田市長 上記のとおり利用者負担額の軽減に関する助成金の交付を受けたいので申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名										

※ サービス提供証明書を添付してください。

助成金の支給を決定した場合、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	
口座番号	普通・当座
ふりがな 口座名義人

野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減助成支給
(不支給)決定通知書

〒 住所
様

第 号
年 月 日

野田市長



先に申請のありました、利用者負担額の軽減に関する助成金の交付について下記のとおり、決定しましたので通知します。

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決定事項			
1 支給する	助成金対象年月	年 月から	年 月まで
	助成金の額	円	
2 支給しない	理由		
金融機関名			
口座番号	普通・当座		
ふりがな			
口座名義人			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査

請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問い合わせ先